

1. 基本計画書策定の趣旨

都市計画道路沼津南一色線の整備方針に基づき、道路と古墳を含む周辺までを一体的な空間として設計し、質の高い意匠等を施すことで、良好な景観の形成を目指すため、具体的な設計に必要な基本理念、最適な発注方式、設計の基本条件等の基本計画を策定するものである。

2. 整備計画の概要

①路線の現状

（都）沼津南一色線周辺の国道1号などの幹線道路の渋滞により、主要地方道三島富士線や地域内道路が抜け道となり通過交通が流入し、朝、夕の慢性的な渋滞で地域住民の日常生活に支障をきたしている状況である。

事業区間の周辺には小中学校が立地しているが、通学路である地域内道路には通過交通が流入し通学路の安全性が低下している状況である。



図1：路線の位置

②高尾山古墳の重要性について

高尾山古墳は（都）沼津南一色線道路改良事業に伴い発掘調査が行われ、市内唯一の前方後方墳であることが明らかとなったものである。また、古墳時代初期の西暦230年頃に築造され、250年頃に被葬者が埋葬されたもので、全長約62mを測る。東日本においては長野県松本市にある弘法山古墳（国指定史跡）と並ぶ、最古級かつ最大級の前方後方墳であり、前方部に比べ後方部の高さが顕著であるという前期古墳の特徴を示している。

なお「駿河」というと、多くの人は静岡県周辺をイメージするものであるが、かつては沼津周辺に中心があり、駿河国から伊豆国が分国される西暦680年まで続いていた。このことから高尾山古墳は当時のこの地域における最初の政治的統合を示す重要なモニュメントとして築造されたものである。

日本における古墳時代初頭の社会的背景について、改めて見直す契機となった考古学的価値の高い高尾山古墳の発見は、沼津市にとっても貴重な歴史的資源として認識しているものであり、地域資源の中核をなすものとしても次世代へ受け継いでいくべきものである。

3. 基本理念

コンセプト：**南北都市軸の強化とともに、歴史を重んじ、地域のつながりを大切にする“みちづくり”**

（都）沼津南一色線は、沼津の中心市街地への玄関口に位置し、国道1号と国道246号、東名高速道路及び近隣市町をつなぐ主要な幹線道路となるものである。また、国道1号を経て、南部に位置する沼津駅や沼津港にもつながっていく沼津市の都市構造にとって最も重要な南北道路である。しかし、現在、本路線が接続する江原公園交差点周辺の国道1号や周辺の幹線道路は慢性的に渋滞しており、渋滞回避の車両が地域内道路へ大量に流入することから、沿線の住民の日常生活への影響や通学路等の交通安全性の低下などが課題となっている。このため、本路線が整備されることにより沼津市北部の交通ネットワーク機能が改善され、周辺道路の慢性的な渋滞解消や地域内道路の安全性の向上が期待されるものである。

一方、高尾山古墳は、本路線の事業実施中に道路建設予定地内で発見されたものであるが、築造が西暦230年頃、埋葬が250年頃と考えられており、古墳時代初期の東日本における最古級かつ最大級の前方後方墳である。このようなことから、この地での都市計画道路の整備にあたっては、交通ネットワーク機能の改善、交通安全の向上を目指すとともに、地域の歴史を重んじ、特色ある歴史資源と一体的な景観形成を図ることで地域に必要な施設として整備を進めていくものである。

4. 発注方式

発注方式：**設計競技方式（標準型）**

整備に伴う道路設計業務の発注については、整備方針に示されている「道路と古墳を含む周辺までを一体的な空間として設計し、質の高い整備を行うことで、良好な景観の形成を図る」という目的を達成するための実現可能な手法として、幅広いアイディアから優れたデザインを求めることができる『設計競技方式』が最適な手法と考えられることから、本方式により（都）沼津南一色線道路改良事業を進めていくものである。

5. 設計競技の概要

・提案を求める内容

①橋梁やトンネル等の道路を整備するにあたり、以下のとおり提案を求める。

（図4：青点線内）

1）橋梁・トンネル、道路附属物のデザイン

②古墳の保存・利活用、隣接市有地、周辺道路を今後の整備にあたり、参考として以下の提案を求める。

（図4：赤点線内）

1）古墳の保存・利活用の考え方及び整備方法

2）隣接市有地の利活用の考え方及び整備方法

3）市道1672号線（東西道路）及び市道1668号線の交通機能や空間機能の考え方

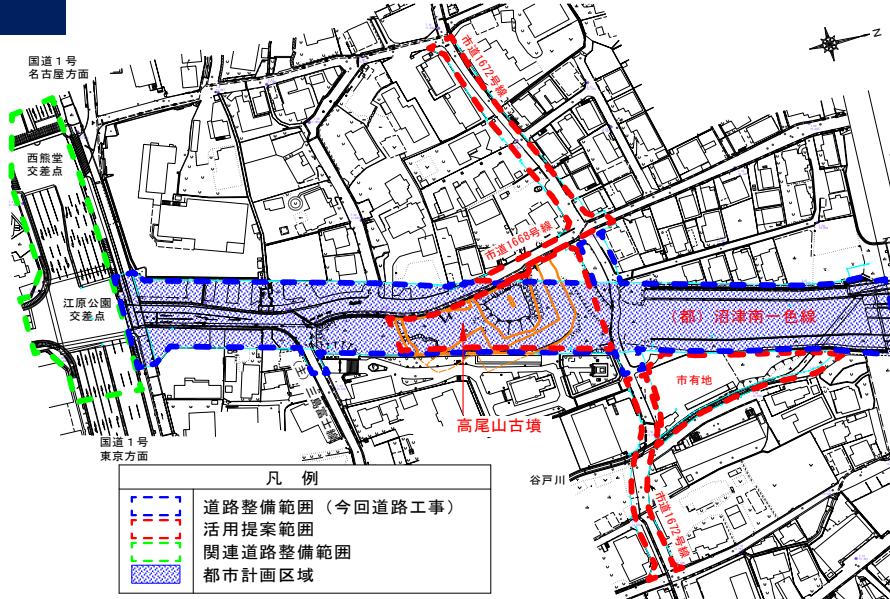


図4：提案対象範囲図

6. 設計にあたって前提とする事項

・（都）沼津南一色線は、道路構造基準における都市部の一般道路で、規格が高く交通量も多い道路であるため、安全性や円滑性の高い構造が求められている。

・高尾山古墳は、その重要性から、原位置での古墳の保存、利活用といった視点も必要になり、考古学上重要な遺跡であることから、国史跡指定を目指すものであり、道路計画にあたっては、古墳の保存、利活用に配慮する。

・地域の風物詩として住民に親しまれている東熊堂穂見神社の祭典は、毎年11月に2日間、国道1号江原公園交差点から（主）三島富士線までの2車線道路を全面通行止めの交通規制をかけ、道路の両側に露店を配置し盛大に実施されている。約170年前から続く祭典は、（都）沼津南一色線の道路整備が完了した後も、現在と同様に盛大に継続されることが地元の要望である。

・古墳北東部の市有地は、駐車場や河川改修の整備のほか、地域住民の憩いの場として、人が集まり交流の輪を広げる拠点づくりや、様々な活動（社会科見学や地域活動など）が行えるようなオープンスペースとしての機能を確保する必要がある。

7. 提案にあたって重視すべき事項

提案内容については、まず、古墳の保存・利活用と、道路の利用に関する基本的な方針・コンセプトを求める。このうち道路の利用には、車両の円滑な通行、人や自転車の安全で快適な通行という日常的な利用と、東熊堂穂見神社の祭礼時の利用が含まれる。つぎにそのコンセプトを一体的に実現するランドスケープデザインと構造デザインを求める。これらについては完成した空間や構造物・道路附属物等の姿のみならず、利活用のしくみ、施工時の古墳への影響、環境影響、維持管理への配慮も含まれる。

I 古墳の保存、利活用

①古墳の保存・復元について ②古墳の利活用について ③古墳北東部の市有地について

II 道路の利用

①自動車 ②歩行者、自転車 ③東熊堂穂見神社の祭典

III デザイン

①古墳と道路空間の調和、両立（ランドスケープ） ②道路構造物としてのデザイン（構造デザイン）

IV機能としての条件

①環境影響 ②施工計画（古墳への影響、地元への配慮） ③維持管理